

保育所の社会的役割について

—「母親の労働と保育に関する調査」の分析を通して—

○諏訪きぬ ○土方弘子

稲沢女子短期大学

稲沢女子短期大学

わが国の高度経済成長政策に基く諸産業の発展は、農林業従事者から雇用者へと就業構造の変化を惹起しつゝ、婦人労働者の数を飛躍的に増大させてきた。

昭和43年、1032万人に達した女子雇用者を、配偶関係から促えるとき、未婚54.5%、有配偶39.1%、死別・離別10.4%と女子雇用者の約半数は、母親ないしはその可能性をもった婦人労働者である。この他農業においても、その労働の多くが婦人によって担われてきており、若年労働力の不足も手伝って、主婦労働の時代と呼称されるほど働く母親は増加してきている。

こうした社会状況を背景にして、過去10年来、働く婦人を中心とする保育所づくり運動が展開され発展してきた。既婚者は未婚者に比べて臨時、日雇、パートタイムなど不安定な雇用形態に置かれている者が多いのであるが、それにもかゝわらず、結婚・出産等によっても仕事を中断せず、継続したいと願う婦人たちによって乳児保育所要求が提出され続けてきた。

最近乳児保育は若干の拡大をみているが、その絶対数は不足している。厚生省調(昭42・8)による要保育児童数、0才96,500人(構成比6.5%)、1才149,700人(10.1%)、2才203,100人(13.7%)に対し、保育所入所措置児童数は、0才1才29,400人(構成比3.03%)、2才79,900人(8.22%)にすぎず、その中でも0才児保育施設の不足は著しい。その不足を自ら補填するものとしてつくり出されたのが無認可共同保育所である。

名古屋市においても、以上のような全般的保育状況と全く一致している。

われわれはこのような状況のなかで、家事・育児と職業生活を、曲りなりにも両立させて働き続けている母親の実態と意識を把握することを目指して、昭和44年8—9月、名古屋市立保育園36ヶ所および愛知県下27共同保育所に3才未満児を預けて働く母親914名を対象としてアンケート「母親の労働と保育に関する調査」を行った。(回収数56ヶ園、615人、回収率67.3%)

われわれはこの調査の分析を基に、次の2点から

ら今日の保育所の社会的性格の検討を試みる。

元来、保育所は母親の労働を助け、子どもを保護・教育するという二つの機能を有している。それら二つの側面は、保育所を必要とみた救済的託児所親においても、又婦人の労働者と子どもが生活権・教育権を積極的に保障するものとする権利論的な保育所把握に立つ保育所親においても、ともに存立している。

「子どもの母親に保育される権利」と「母親の働く権利」は一見矛盾するかにみえるし、また事実その矛盾関係を意識的に指摘し、家庭保育の重要性を強調する論潮もある。われわれもその矛盾を全く否定するものではないが、その二つの権利を対置することによって働く母親を家庭に引き戻すことを図るのではなく、その両者を両立させる最少限度の保障の条件として乳幼児保育施設の役割を積極的に把握する。

そのような観点から

1. 保育所と婦人の労働権の保障

2. 保育所と子どもの教育権の保障

を母親の実態と意識の面から考察する。

1. 保育所と婦人の労働権の保障

(諏訪)

こゝで、婦人の労働権とは、憲法24条「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」に明記された国民の権利であり、それはどのような状態にある婦人にも否定するべきものでないと捉える。そして母親であっても働きたいと思うとき、働き続けられる条件をととのえることを婦人の労働権の保障と解しておく。

そうであるとすれば、母性保護はいうに及ばず、乳児保育施設は婦人の働く権利を実現する—憲法を実現するのに最低必要な条件である。かゝるような保育所の権利論的な把握は、まだまだ社会的に定着しているとはいえない。

そのような状況の中で、意識的であるなしにかゝわらず、結婚しても出産しても何らかの形で働き続けてきた婦人たちが、乳児の育児までも社会にし、保育所のあり方を変えてきたと考えられる

1においては、一応働き続けてきたと考えられる三才未満児をもつ母親を類型化し、それぞれの類型の母親の職業能力、職種、雇用形態、学歴等を分析することを通して、母親が働き続ける主体的条件を明らかにすると共に、母親の労働権を客観的に保障する保育所の形態を検討する。

1. 転・退職を験のない母親	216人	35.1%
2. 転・退職を験のある母親	381人	61.9%
I. 中継型……(1時仕事を中断して)		
以前とは同じ職種に再就職している者	95人	15.4%
II. 積極的転職型……(学校卒業後就職した職種よりも教員・公務員など、専門職などし身分の安定した職種へ転職した者)		
	47人	7.6%
III. 再雇用型……(以前の職種より雇用条件のいかに再就職した者)		
	161人	26.2%
二. 半強制的就労型……(結婚後自営業主ないし、自営業家族従業者として働いている者)		
	78人	12.7%
ホ. 不明	18人	3.0%

把握のしかたに必然的に影響を及ぼす。

2.においては、現在三才未満児を預けて働く母親が、どんな意識で入所させたか、或は預けることによって保育や育児に対する考え方がどのような影響を受けたかという点について分析をす、めたい。

十分な分析を終わっていないが、次の諸点が指摘できる。

- (1) 乳幼児の教育の二つの機能——家庭における教育と施設(集団)保育を矛盾なく受け入れ、両者の結合による積極的な育児・保育観がうかづえること。
- (2) 家庭における教育の質を規定するものとして、親の生活へのとりくみ、とりわけ労働への姿勢を位置づけていること。

以上

2. 保育所と子ども教育権の保障

(土 方)

乳幼児期の教育に権利としての教育が意識化されてきた歴史はまだ浅い。憲法26条の「教育を受ける権利」を基盤として、児童福祉法、教育基本法等により、その保障は規定されているものの、現実に乳幼児がおかれている状況ははるかにかけ離れたものになっている。

われわれはこの研究において子どもが「教育権」という表現をとっているが、現在ではまだ内容的には明確になっていない段階である。ここでは、保護される側面(福祉権)及び積極的に可能性を追求され諸能力の全面的な発達を保障されるという両側面(教育権)を内包するものとしてとらえた。

権利の内実が具体的に保障されない状況にあつて、「乳幼児の保育を受ける権利」の追求は、父母や教師・保育者の手によってたゆまず進められている。その一つの典型として「保育所づくり運動」がある。それは少数の意識的な人々によって推進されるものではなく、その底辺には乳児を預けて働いている、あるいは働く意志ないし必要性を持つ多数の母親が存在していることは前述の通りである。この母親の肩の持ちは乳幼児の教育の